

鹿島小学校いじめ防止基本方針

南相馬市立鹿島小学校

I 基本方針

1 いじめについて

(1) いじめの定義

学校の内外を問わず、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの。(インターネット・携帯電話を通じて行われるものを含む。)

(2) いじめの態様

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧インターネットや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(3) いじめの構造

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つことが多い。傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級・学校経営を行う。

2 いじめに対する基本認識

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学級・学校をつくる。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじている子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

3 いじめの「重大事態」の定義

- (1) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
(児童生徒が自殺を企図した場合)
- (2) いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
(30日間を目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手)

4 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 道徳、特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (2) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (3) 学校生活や学校外生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を図る。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備を行う。
- (7) インターネット、携帯電話を通じて行われるいじめを防止するための必要な啓発活動を行う。
- (8) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

5 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくい所で発生しており、学校、家庭、地域社会で実態把握に努める。

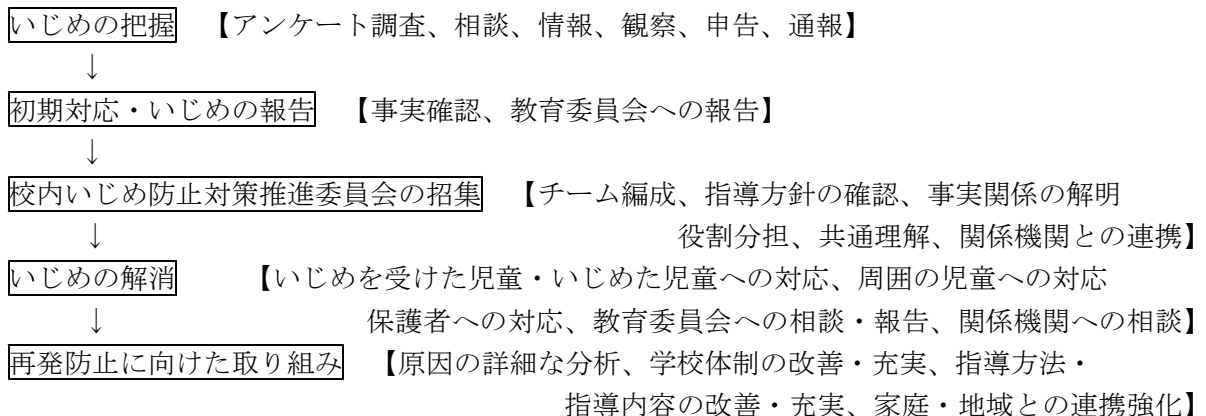
- (1) 子どもの声に耳を傾ける。(個別面談、アンケート調査、生活ノート等)
- (2) 子どもの行動を注視する。(表情や言動、友人関係、出欠席状況等)
- (3) 保護者と情報を共有する。(電話、連絡ノート、家庭訪問、PTAの諸会議等)
- (4) 地域と日常的に連携する。(関係機関との情報共有、学校評議員、幼・小・中学校の情報交換等)

6 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。また、その結果等を南相馬市教育委員会学校教育課へ報告する。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に南相馬警察署生活安全課に相談して協力を求める。
- (6) インターネット、携帯電話等によるいじめが生じた時は、関係機関と連携し、いじめに係る情報の削除を求める。
- (7) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

7 いじめ発生対応フロー



8 教育委員会への報告内容

- (1) いじめのアンケート調査結果（児童対象月1回、保護者対象2ヶ月に1回）
- (2) いじめ要注意事項報告書（新規に注意を要するいじめ事案が生じた場合）
- (3) 児童生徒のいじめに係る状況調査（学年ごとのいじめ件数）（月例報告）